

医推第428号
令和7年7月7日

(公社) 岡山県医師会長
(一社) 岡山県病院協会長
(一社) 岡山県歯科医師会長
(一社) 岡山県助産師会長

} 殿

岡山県保健医療部長

令和7年度医療法第25条第1項の規定に基づく医療機関立入検査の
実施方針（岡山県）について

医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度の医療法第25条第1項の規定による立入検査に係る実施方針等（開設地が岡山市又は倉敷市の区域にある医療機関に係るものを除く。）を別添のとおりとしましたので、お知らせします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し上げます。

記

（ホームページ）

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>